

鳥羽志勢だより

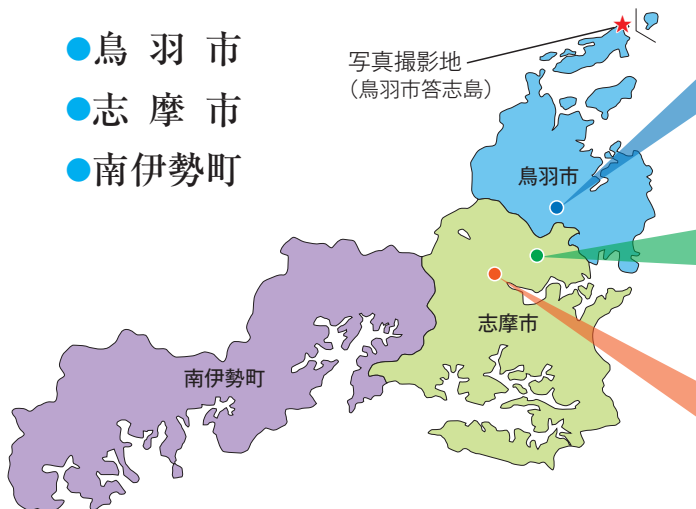
11月1日発行
2021(令和3年)



大答志白浜海水浴場（鳥羽市答志島にて）

鳥羽志勢広域連合

- 鳥羽市
- 志摩市
- 南伊勢町



写真撮影地
(鳥羽市答志島)



鳥羽志勢クリーンセンター

〒517-0043
三重県鳥羽市白木町247番地10

【衛生課】TEL 0599-25-9850 FAX 0599-25-9851



やまだエコセンター

〒517-0203
三重県志摩市磯部町山田800番地

【環境課】TEL 0599-56-0530 FAX 0599-56-0531



事務所

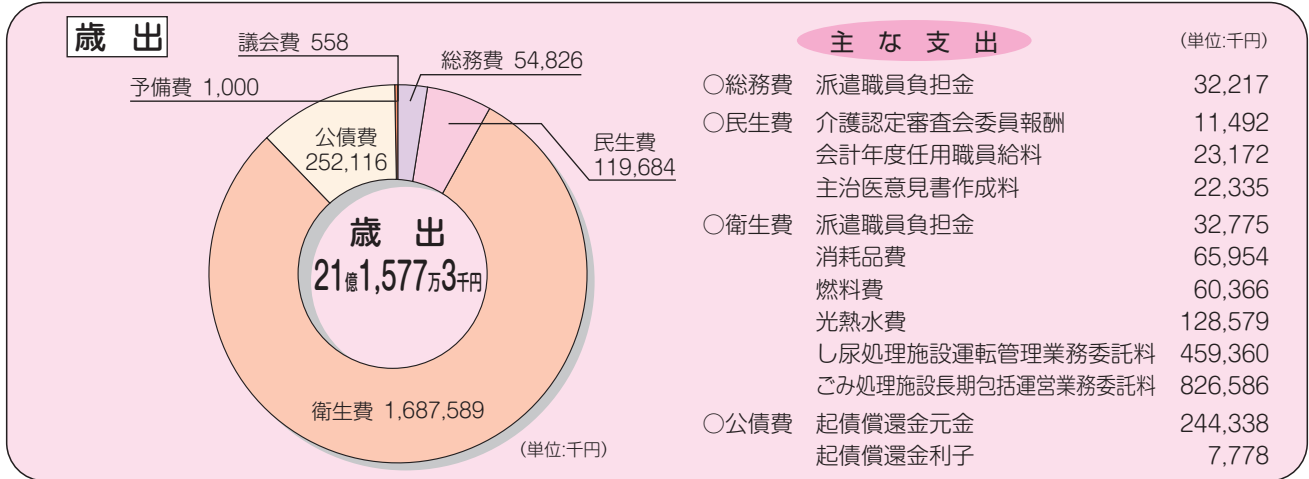
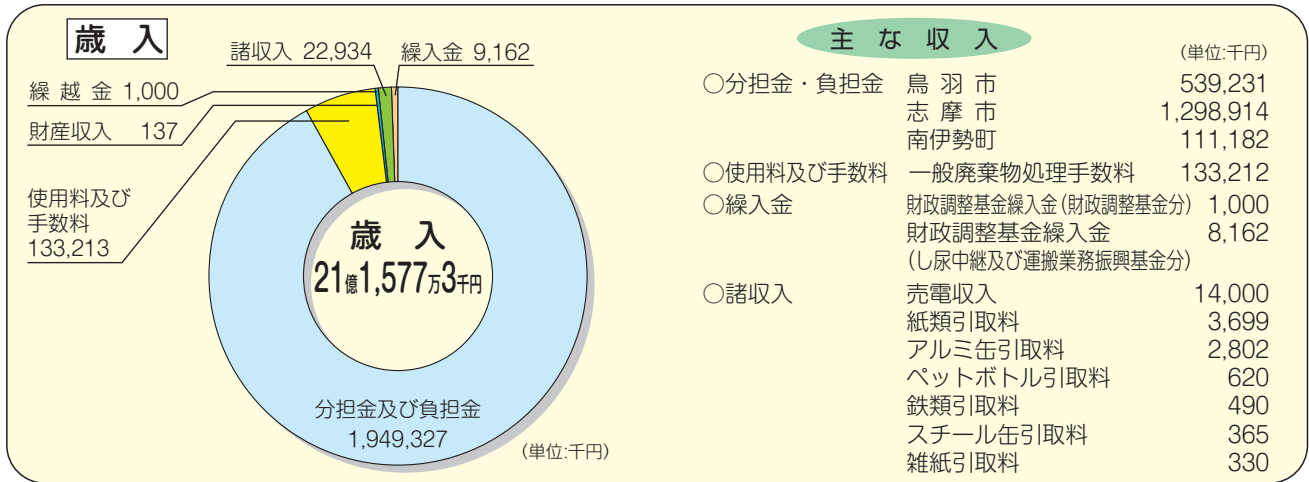
〒517-0214
三重県志摩市磯部町迫間22番地

【総務課】TEL 0599-56-1030 FAX 0599-56-1023

【介護保険課】TEL 0599-56-1050 FAX 0599-56-1022

令和3年度当初予算

令和3年度当初予算の状況については次のとおりです。



令和2年度鳥羽志勢広域連合人事行政の運営等の状況の報告

人事行政の運営等の状況について、鳥羽志勢広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び地方公務員法に基づき、令和2年度の状況を報告します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況(令和2年4月1日現在)

広域連合の職員は、連合職員と構成市町からの派遣職員で構成されています。

区分	総務課	介護保険課	環境課	衛生課	合計
職員数	5人	15人	3人	7人	30人

※職員数には議会、監査委員、選挙管理委員会を含む。また、臨時的任用職員及び嘱託職員、パートタイム会計年度任用職員を除く。

種別	連合職員	フルタイム 会計年度任用職員	派遣職員			合計
			志摩市	鳥羽市	南伊勢町	
職員数	9人	10人	8人	2人	1人	30人

2 職員の人事評価の状況

令和2年度は連合職員(9名)及び会計年度任用職員(10名)を対象に、地方公務員法第23条の2第1項に基づく人事評価を実施しました。また、派遣職員については派遣元の人事評価制度に基づき実施しました。

3 職員の給与の状況

①構成市町から派遣されている職員の給与は、一部の手当(時間外勤務手当等)を除き派遣元から直接支給され、相当額を広域連合から負担金として派遣元へ支払われています。

②連合職員の給与費の状況

職員数(A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
	給 料	手 当	一 時 金	計(B)	
19人	51,119千円	4,801千円	16,932千円	72,852千円	3,834千円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間		休 憩 時 間	休 日
始業時間	終業時間		
8時30分	17時15分	12時00分～13時00分	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

5 職員の休業に関する状況

休業取得者はありません。

6 職員の分限及び懲戒処分等の状況

分限処分者及び懲戒処分者はありません。

7 職員のサービスの状況（広域連合職員の年次有給休暇の取得状況）

平均取得日数	13.9日
--------	-------

8 職員の退職管理の状況

退職者はありません。

9 職員の研修の状況

研修機関による研修……ツーステップ研修、スリーステップ研修、契約事務基礎研修、監査委員研修等
広域連合による研修……交通安全研修（チラシ・ポスター配布）

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

- ①公務災害の発生状況……公務災害はありません。
- ②健康診断の実施状況……健康診断を実施しました。
- ③公平委員会事務の報告状況……不利益処分に関する審査請求等はありません。

11 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

地方公務員法第58条の3の規程に基づき、鳥羽志勢広域連合における等級及び職制上の段階ごとの行政職の連合職員数を公表します。

行政職給料表（一）

職務の級	基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職 名	人	人	%	段 階
1級	定型的な業務を行う職務 (一般職員)	10	62.5	係	10	16	100.0	係 員
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 (一般職員)	0	0.0	係	0			
3級	相当困難な業務を行う主査等の職務 (主査、一般職員)	6	37.5	係 主 査	6 0			
4級	困難な業務を行う係長・主査の職務 (係長、主査)	0	0.0	主 査 係 長	0 0	0	0.0	係 長 級
5級	特に困難な業務を行う課長補佐・係長の職務 (課長補佐、係長)	0	0.0	係 長 課長補佐	0 0			
6級	課長・局長の職務 (課長、局長)	0	0.0	課 長 局 長	0 0	0	0.0	課 長 級
合 計		16	100.0					

公文書・保有個人情報開示の実施状況

令和2年度の実施機関別の公文書・保有個人情報開示請求件数と処理状況をお知らせします。

実施機関	公文書開示に関する決定の状況					保有個人情報開示に関する決定の状況					不服 申立て
	公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ	公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ	
広域連合長	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

介護保険について



鳥羽市・志摩市で **要介護認定を受けている人は5,422人**

(令和3年9月30日現在)

介護保険課では、鳥羽市・志摩市が行う介護保険事務のうち、訪問調査と介護認定審査会に関する事務を行っています。

介護保険サービスを利用するためには、訪問調査を受け、要介護度の認定を受ける必要があり、申請から認定までは次のような流れで行われます。

市の窓口で申請

鳥羽市・志摩市の窓口で申請します。



訪問調査

調査員が自宅等へ伺います。



意見書作成

主治医が意見書を作成します。



認定結果の通知

認定結果通知と介護保険証が市から届きます。



介護認定審査会

コンピューターによる一次判定結果、訪問調査の特記事項・意見書などをもとに審査します。



更新認定の介護度の有効期間が最長4年となりました

介護保険法施行規則の改正により、今年度から、更新認定の介護度が更新前の直前の介護度と同じと判定された場合、有効期間が最長4年（昨年度までは最長3年）となりました。

- ※更新前の直前の介護度と異なる場合は、最長3年です。
- ※有効期間内に心身の状態が変化（改善・悪化）した場合は、区分変更申請の手続きを行うことができます。区分変更後の新しい要介護度は、申請日にさかのぼって適用され、有効期間は最長で1年となります。



新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

次の要件を満たす方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から訪問調査時の面会が困難な場合、現在の介護度の有効期間を12か月延長することができます。

- 要件**
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算申出書」による申し出があること（市の窓口で受付）
 - ・申請種別が更新申請であること（更新申請可能期間中に限る）

新型コロナウイルス感染症への対応のために面会禁止措置を講じている施設・病院に入所・入院中の方や、感染拡大に強い不安があり訪問調査が困難なご家庭の方は、お申し出ください。

- ※臨時的な取扱いのため、終了時期は未定です。
- ※訪問調査を実施できる場合は、通常通りの手続きとなります。



問い合わせ先

鳥羽志勢広域連合 介護保険課

鳥羽市 健康福祉課

志摩市 健康福祉部 介護・総合相談支援課

☎ 0599-56-1050

☎ 0599-25-1186

☎ 0599-44-0284

鳥羽志勢クリーンセンター からのお願い



鳥羽志勢クリーンセンターでは、鳥羽市、志摩市、南伊勢町から搬入されるし尿や浄化槽汚泥の処理を行っています。しかし、各家庭などから収集され、当施設に搬入されるし尿などに油、紙おむつ、プラスチックなどの不純物が混入していると、適正な処理に支障をきたす恐れがあります。

当施設の機能を十分に発揮し、今後も適正な処理を行っていくため、ご注意ください。よう、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

資源化肥料「ゆうきいっぱい」の無料配布について

受け入れたし尿などを処理し、乾燥させて作った資源化肥料「ゆうきいっぱい」（無料）を当施設でお渡ししています。

これまで、ご連絡いただいてからお渡しまでに、長い期間お待ちいただいておりますが、今年度は少しでも早くお渡しできるよう、例年より生産量を増やしています。

鳥羽市、志摩市、南伊勢町にお住まいで希望される方は、直接窓口にお越しいただくか、お電話で受け付けをしております。

1袋15kg入です。畑や田んぼのほか花壇などでぜひご利用ください。

問い合わせ
鳥羽志勢広域連合 衛生課（鳥羽志勢クリーンセンター）
住所：〒517-0043 三重県鳥羽市白木町247番地10
☎：0599-25-9850

資源化肥料
「ゆうきいっぱい」
1袋：15kg



鳥羽志勢クリーンセンターの稼働状況について

令和2年度については、年間で53,273klのし尿や浄化槽汚泥を受け入れ、安全に適正な処理を行いました。

令和2年度 し尿および浄化槽汚泥搬入量

市 町	鳥羽市	志摩市	南伊勢町	合 計
搬 入 量	9,538kl	38,090kl	5,645kl	53,273kl

当施設の水質検査結果については下表のとおりです。

今後とも、皆さまに安心していただける施設を目指し、維持・管理を行っていきます。

放流水 水質検査結果

項 目	基 準 値	検 査 結 果			
		令和2年	令和3年		
		12月	2月	6月	8月
BOD（生物化学的酸素要求量）	5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ未満	0.5mg/ℓ未満	0.5mg/ℓ未満	0.5mg/ℓ未満
COD（化学的酸素要求量）	3mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ未満	0.5mg/ℓ未満	0.5mg/ℓ未満	0.5mg/ℓ未満
SS（浮遊物質）	3mg/ℓ以下	1.0mg/ℓ未満	1.0mg/ℓ未満	1.0mg/ℓ未満	1.0mg/ℓ未満
アンモニア性窒素	1mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ未満	0.5mg/ℓ未満	0.5mg/ℓ未満	0.5mg/ℓ未満



やまだエコセンターからのお知らせ

鳥羽志勢広域連合 環境課
☎0599-56-0530

容器包装プラスチックの 展開検査を実施しました



展開検査の様子

やまだエコセンターに搬入される資源ごみの分別状況を確認するため、令和3年6月に、鳥羽・志摩の収集地区別に容器包装プラスチックごみの展開検査を実施しました。

施設に搬入された容器包装プラスチックごみは機械で袋を破り、人の手で異物を取り除いています。

その中に危険物が混入していると、施設やそこで働く人に危害が及ぶ可能性があるため、適切に処分していただくようお願いいたします。

その他の資源ごみ等についても各自治体の収集ルールを守り、分別にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

展開検査で発見された異物（抜粋）

【危険物】



剃刀



ライター等



電池



スプレー缶

【危険物以外の異物】



白色トレイ



汚れた容器包装プラスチック



可燃物



ペットボトル



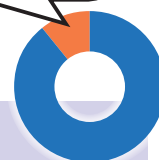
金属類



容器包装以外の製品プラ

容器包装プラスチックに占める異物の割合

10.78%



【内訳】

汚れ容器包装プラスチック	2.18%
PET 区分容器	1.98%
他素材容器（びん・缶・紙類等）	1.27%
容器包装以外のプラ	2.94%
その他	2.30%
危険物（電池・ガスボンベ・剃刀等）	0.11%

検査の結果、容器包装プラスチックとして出された資源ごみのうち、**10.78%**が異物という結果になりました。

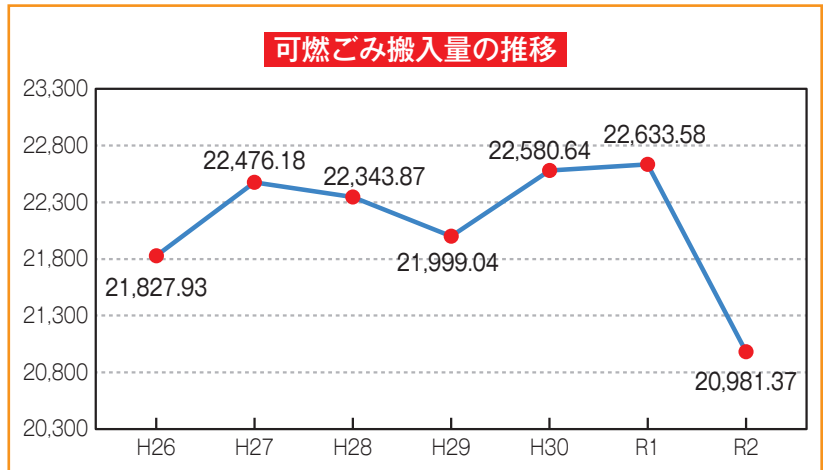
また、**20%以上**の異物が混入している収集地区もありました。



可燃ごみについて

令和2年度の可燃ごみの搬入量は20,981.37tで、令和元年度と比較して1,652.21t（約7.3%）減と大幅な減少となりました。

原因としては、コロナ禍で飲食店や宿泊施設から出る事業系ごみが大きく減少したことによるものと推察されます。



【各市別搬入量】

(t)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥羽市	7,632.89	7,638.19	7,605.87	7,396.90	7,836.18	7,886.17	6,843.27
志摩市	14,195.04	14,837.99	14,738.00	14,602.14	14,744.46	14,747.41	14,138.10
合計	21,827.93	22,476.18	22,343.87	21,999.04	22,580.64	22,633.58	20,981.37



資源ごみについて

やまだエコセンターでは不燃ごみ、びん、缶、紙類、プラスチック製容器包装、ペットボトルなどを回収してリサイクルを行っています。



令和2年度実績

搬入量 3575.67 t 搬出量 2216.67 t
資源化物売却額合計 14,428,570円

【搬入量内訳】

不燃ごみ	573.06 t	びん	349.77 t
プラスチック製容器包装	350.88 t	雑紙	117.72 t
廃蛍光管・乾電池	36.50 t	缶	117.22 t
ペットボトル	128.32 t	紙類	759.35 t
トレイ類	13.55 t	混載ごみ	1,129.30 t



発電量について

やまだエコセンターでは可燃ごみを溶融処理した時に出る排ガスの熱を利用して蒸気を発生させ、その蒸気でタービンを回して発電を行っています。発電した電力は事務所の電気など施設内で利用し、余った電力は電力会社へ売却しています。今後もより多くの売電量を確保できるように発電量の維持や節電等を行っています。

令和2年度実績

発電量 7,230,648kWh
内、売電量 962,280kWh
売電収入額 14,297,091円



やまだエコセンターキャラクター

アースくん

鳥羽志勢広域連合議会

令和2年 第2回 定例会

令和2年11月18日に鳥羽志勢広域連合第2回議会定例会が、鳥羽志勢クリーンセンターにおいて開催されました。

審議された議案は次のとおりです。

- **可決された議案**
 - 志摩市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について
 - 志摩市公平委員会規約の変更に関する協議について
 - 令和2年度鳥羽志勢広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- **同意された議案**
 - 鳥羽志勢広域連合議会運営委員会委員の選任について
中村 和晃氏（志摩市）
 - ごみ処理施設調査研究特別委員会委員の選任について
松井 研二氏（志摩市）
濱口 卓氏（志摩市）



認定された議案

- 令和元年度鳥羽志勢広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

令和3年 第1回 定例会

令和3年2月9日に鳥羽志勢広域連合第1回議会定例会が、鳥羽志勢クリーンセンターにおいて開催されました。

審議された議案は次のとおりです。

- **鳥羽志勢広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙選挙管理委員**
 - 谷崎 充氏（志摩市）
 - 濱岡 宏俊氏（志摩市）
 - 柴原マリ子氏（志摩市）
 - 阿尾 宏子氏（志摩市）
- **同補充員**
 - 西 和久氏（志摩市）
 - 西尾 佳子氏（志摩市）
 - 亀井和加美氏（志摩市）
 - 柴原 藤光氏（志摩市）

可決された議案

- 鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 令和2年度鳥羽志勢広域連合一般

会計補正予算（第2号）について

- 令和3年度鳥羽志勢広域連合一般会計歳入歳出予算について

令和3年 第1回 臨時会

令和3年5月24日に鳥羽志勢広域連合第1回議会臨時会が、鳥羽志勢クリーンセンターにおいて開催されました。

審議された議案は次のとおりです。

- **可決された議案**
 - 鳥羽志勢広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
 - 令和3年度鳥羽志勢広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- **同意された議案**
 - 鳥羽志勢広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて
副広域連合長
中村欣一郎氏（鳥羽市）
 - 鳥羽志勢広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
村林 守氏
- **報告された議案**
 - 専決処分報告について

今号の表紙（大答志白浜海水浴場）

鳥羽市の離島「答志島」にある、プライベートビーチのような雰囲気が漂う海水浴場です。ビーチからは無人島の大築海島、さらに向こうには神島を望むことができます。近くには鳥羽湾を一望できるウッドデッキがあり、海と空を眺めながら波の音に耳を傾け、ゆったりと時間が流れるのを感じ、まるで自然に溶け込むような非日常を味わえるスポットです。

構成市町の世帯数と人口

市町名	世帯数	人口(人)
鳥羽市	8,326	17,691
志摩市	22,693	47,560
南伊勢町	5,742	11,696
合計	36,761	76,947

（令和3年9月30日現在）

編集・発行／鳥羽志勢広域連合

資源保護のために再生紙を使用しています。